

自動車共済制度改定のお知らせ

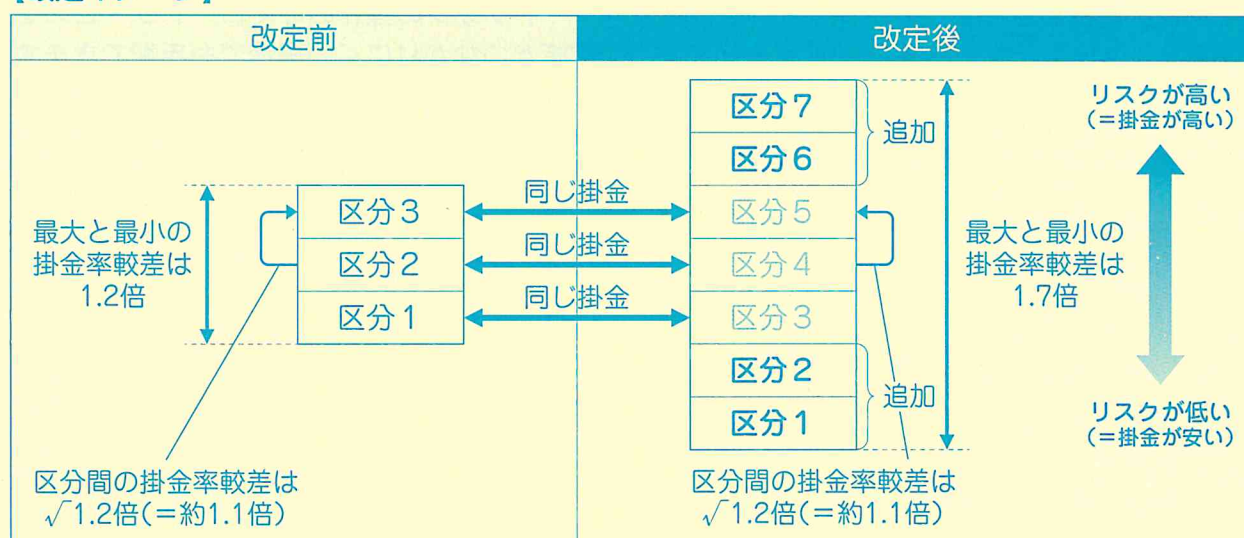


日頃より東北自動車共済協同組合の自動車共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
当組合では、令和7年1月1日に自動車共済制度の改定を行います。
制度改定の概要をご案内いたしますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 自家用軽四輪乗用車の型式別掛金区分の7区分化

自家用軽四輪乗用車については、令和2年1月の自動車共済制度改定で型式別掛金区分制度を導入し、3区分でスタートしましたが、その後の統計データでのリスク実態を踏まえると、現行の区分1の中にはリスクがより低い型式が、現行の区分3の中にはリスクがより高い型式が一定台数存在しています。この背景には、自家用軽四輪乗用車の普及にともなうユーザー層の多様化や、衝突被害軽減ブレーキ（AEB）をはじめとする先進運転支援システム（ADAS）技術の向上による自動車ごとの安全性能の多様化などによって、型式別のリスク実態にも差が見られるようになったことが挙げられます。このため、次のとおり、区分を拡大し、よりリスクに見合った区分に型式を位置付けることで、契約者間の掛金負担の一層の公平化を図ります。

【改定イメージ】



2. 共済掛金率の改定

(1) 平均改定率+2.8%

昨今の自動車部品代や修理工賃の高騰および近年の損害実績を踏まえ、共済掛金率の改定を行います。

(2) 記名被共済者年齢別係数の見直し

記名被共済者年齢別係数は、令和2年1月改定で導入し、記名被共済者の年齢が74歳以下と75歳以上の2区分を設定しました。その後も高齢運転者の事故は増加傾向にあるため、記名被共済者が75歳以上の係数の見直しを行います。改定率は、改定前掛金の+6.0%程度です。なお、法人契約については、改定前と同様に記名被共済者年齢別係数の設定はありません。

3. 被共済自動車の入替自動補償特約の補償拡充

改定前の被共済自動車の入替自動補償特約は、入替自動車の取得日の翌日から起算して30日以内に入替手続きを行うことにより入替自動車を被共済自動車とみなして補償(すべての補償を適用)することとしていましたが、改定後は、被害者保護の観点から車両入替手続きが入替自動車の取得日の翌日から起算して31日目の日以降、満期日の翌日から起算して30日目の日までに行われた場合には、対人賠償、対物賠償、対物超過修理費用特約、被害者救済費用特約および心神喪失等による事故の被害者救済費用特約の補償を改定前の補償に追加します。

4. その他の改定

(1) 中断特則の改定

中断証明書(国内・海外共通)の申請期限の改定

中断証明書の申請期限について、原則は改定前の規定どおり申出日が中断日の翌日から起算して13か月以内の日であることが必要ですが、改定後は、中断日の翌日から起算して13か月を超えた理由が下記のいずれかに該当する場合は、申出日が中断日の翌日から起算して2年以内である場合に限り中断証明書の発行を可能とします。

- ①旧契約の共済契約者の長期入院
- ②旧契約の共済契約者が法令の規定により、身体の一部が拘束されたこと
- ③旧契約の共済契約者が中断証明書の発行手続きを失念したこと

(2) ノンフリート等級継承規定の見直し

現行契約と新契約の共済期間が重複した場合に、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を継承することができる重複期間を「7日以内」から「30日以内」に変更します。

(3) ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定

ロードアシスタンス宿泊移動費用特約のセット対象を「全ての用途車種」に拡大します。

(4) ロードアシスタンスにおけるスマートフォン受付システム「クイックナビ」の導入

ロードアシスタンスの救援依頼の際に、スマートフォン等の情報端末を利用した依頼ができるようにします。

クイックナビ【電話不要のロードサービス】

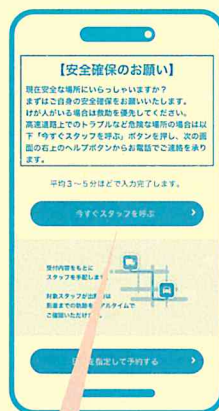
クイックナビはお客さまがオペレーターを介さずスマートフォンの操作のみでロードサービスを手配するシステムです。 ※ロードサービス窓口の電話が繋がりにくい場合でも手配できます。

アクセス方法

右の2次元コードを
スマートフォンで読み込み
クイックナビに
アクセスしてください
または
東北自動車共済協同組合の
公式ウェブサイト
の「クイックナビ」の
リンクをタップしてください



<https://zenjikyoo.ra-abas.jp>



「今すぐスタッフを呼ぶ」
ボタンをタップ



該当項目をタップし
進めてください

ご利用時の注意

以下のケースは、クイックナビの対象となりません。

- ・高速道路(本線上)で発生したトラブル
- ・フィーチャーフォン(ガラケー)をご利用のお客さま／SMS受信ができないお客さま

※その他の諸条件により、ロードサービス窓口からお客さまへ電話発信のうえ詳細を確認させていただく場合があります。



えがお・つなぐ
TAM

東北自動車共済協同組合
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

【本部】〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目9番15号
TEL 022-264-1188 FAX 022-264-1166
<https://www.tohokujikyoo.jp/>

車両入替等が発生した場合

0120-88-6250

事故が発生した場合

0120-24-6250

■このリーフレットは、自動車共済制度改定の概要を説明したものです。詳しくは、共済代理所または当組合へお問い合わせください。

●お問い合わせ